

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



移動販売での物干しざお、 3千円のつもりが3万円!?

県外から車でやって来た物干しざおの移動販売業者から、高額な料金を請求されたという相談が寄せられていますので、注意が必要です。

【相談事例】

「2本で千円」とアナウンスを流していた物干しざおの移動販売車を呼び止めた。商品を指さしたら「それは3千円」と言われた。表を見せられ色々言われたが、よく覚えていない。

業者が物干しざおを切って引き渡しとなったとき、3千円を支払おうとしたら「3万円だ」と言われた。「そんなに高額ならそもそも買う気はないし、お金の持ち合わせもない」と言うと、「いくら持っているか」聞かれ、所持金の1万3千円を支払うことになった。

領収書をくれなかったので、車を追いかけて書いてもらった。その後ホームセンターに行き、かなり割高であることが分かった。領収書に記載されている番号に電話しても、関係のないところにつながる。

(50代女性)

アドバイス

1. 訪問販売で商品を購入した場合には、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
2. アナウンスを聞いて自分から移動販売車を呼び止めた場合でも、呼びかけていたもの（相談事例なら2本で千円の物干しざお）以外の商品を買ったときは、訪問販売に該当し、クーリング・オフが可能とされます。
3. 移動販売には悪質なケースもあります。領収書が発行されない、または発行されても記載された住所や連絡先が架空のものだった場合、業者との交渉ができず返金は困難です。
4. 商品を購入する前に、十分に価格を確認し、連絡先の入った領収書などをもらえるか尋ねましょう。
5. もし不審な点があれば、きっぱりと断り、トラブルになるようであれば、すぐに消費生活センター等にご相談ください。
6. 万が一、業者と押し問答になり、脅されるようなことがあれば、警察にご相談ください。（相談ダイヤル#9110）

